

monte bocca 会則

(名称)

第1条 この会は、「monte bocca」という。

(事務所)

第2条 この会の事務所は、山口市下堅小路15-1におく。

(目的)

第3条 この会は、山口市の豊かな自然を愛する市民と山口市に暮らす乳幼児とその親に対して、里山などの自然環境とのふれあいやその維持・保全への意識啓発の機会を提供・創出する事業を行う。本事業を通じて、乳幼児向けに用意された自然体験プログラムがない現状等を改善し、十分に活用されていない市民団体との横のつながりを模索しつつ、山口市に暮らす乳幼児とその親が豊かな自然環境に目を向け、それを守る活動に触れることを目的とする。

(事業)

第4条 この会は、第3条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 里山・自然体験保育事業
- (2) 山口の旬の地産品を用いた手しごとの食育事業
- (3) 自然にやさしい布オムツの普及、レンタル事業
- (4) その他この会の目的の達成に必要な事業

(構成員)

第5条 この会の構成員は、正会員、賛助会員、協力会員とする。

2 その会費及び資格は総会が定める。

(機関・議決)

第6条 この会の議決を行う機関として、総会及び役員会をおく。

2 総会は正会員で構成し、正会員総数の 1/2 以上の出席をもって成立し、多数決をもって議事を決する。

3 総会は会長が召集するものとし、毎年1回以上開催し、次の事項を議決する。

- (1) 年度事業計画及び予算
- (2) 年度事業報告及び決算の承認
- (3) 役員を選任
- (4) 本会の解散、合併に関する事項
- (5) 会員の除名に関する事項
- (6) その他、本会の運営に関する重要事項

4 役員会は会長が召集し、総会に付託すべき事項及び総会の議決の執行に関する事項及び

この会の日常の運営に関する事項を議決し執行する。議長は会長が務める。

5 役員会は役員の 1/2 以上の出席をもって成立し、多数決をもって議事を決する。

(役員)

第 7 条 この会に次の役員をおく。

会長(1名) 会長は本会を統括し代表する。

副会長(若干名) 副会長は会長を補佐する。

財務会計(1名) 事業執行や会の運営に必要な金銭・財産の管理を行う。

監事(1名以上) 監事は役員職務執行を監査する。

2 役員は総会で選任する。任期は 2 年とし、再任を妨げない。権限、責務等は、総会が定める。

3 会長、副会長、幹事長、をもって役員会を構成する。

4 監事は役員会、総会に出席し発言することができる。役員及び役員会が機能しない時は、総会を招集できる。

(事業年度)

第 8 条 この会の事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年の 3 月 31 日とする。

(財産の管理)

第 9 条 この会の会計処理および管理方法は役員会が定める。

(会則の改正)

第 10 条 会則の改正は総会において正会員の 2/3 以上の賛成をもって決する。

(細則)

第 11 条 この会則に定めのない事項及びこの会則の実施に必要な細則は、役員会が定める。

(雑則)

第 12 条 この会則は、平成 26 年 3 月 10 日から施行する。